
令和8年度（2026年度）建設資材価格特別調査業務委託
仕様書

熊本市総務局契約監理部技術管理課

目 次

1.	総則	2
1.1	適用範囲	2
1.2	目的	2
1.3	履行場所	2
1.4	履行期間	2
1.5	業務担当課	2
1.6	疑義	2
1.7	遵守すべき法令等	2
1.8	計画準備	2
1.9	業務管理	2
1.10	契約不適合責任	2
1.11	再委託	2
1.12	打合わせ	3
1.13	その他	3
2.	業務内容	3
2.1	調査の精度	3
2.2	業務内容	4
3.	検収	6
3.1	提出書類及び成果品等の検収	6

1. 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は「令和8年度（2026年度）建設資材価格特別調査業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

1.2 目的

本業務は、熊本市内における建設資材の実勢価格調査を行い、設計積算の基礎資料とするものである。

1.3 履行場所

熊本市中央区手取本町外地内

1.4 履行期間

契約日から令和8年（2026年）3月31日まで

（ただし、令和8年（2026年）第1回定例市議会において繰越が承認され次第、適正履行期間である令和9年（2027年）3月31日まで延長する。）

1.5 業務担当課

熊本市 総務局 契約監理部 技術管理課

1.6 疑義

本業務の実施にあたり、本仕様書に明示なき場合又は疑義を生じた場合は、契約書によるほか、本市と受託者協議のうえ決定するものとする。

1.7 遵守すべき法令等

受託者は、本業務の実施にあたり、関係法令等を遵守すること。

1.8 計画準備

受託者は、本業務の実施に先立ち、次の事項について本市と協議を行い、その内容が分かるものを提出し、本市の承諾を得ること。

- 着手届
- 業務計画書（業務概要、実施方針、業務工程等）
- 業務体制
- 連絡方法
- その他、業務遂行のうえで必要となるもの

1.9 業務管理

受託者は、業務計画において、計画・時期・方法・業務体制・使用機器等の詳細を明確に示し、かつ適切な業務管理を行うこと。

1.10 契約不適合責任

受託者は契約内容に適合しない業務及び作業が認められた場合は、受託者の責任において直ちに対応しなければならないものとする。

1.11 再委託

- ・契約書第5条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるもの等をいい、受託者は、これを再委託することはできない。

1) 調査計画の策定

- 2) 面接調査
- 3) 電話調査
- 4) 書面調査
- 5) 審査
- 6) 調査価格の設定

- ・受託者は、前項に規定する業務以外の再委託にあたっては、委託者の承諾を得なければならない。
- ・受託者は、設計業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し設計業務等の実施について適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。なお、協力者は、熊本市登録業者である場合は、熊本市の指名停止期間中であってはならない。

1.12 打合せ

・打合せは下記の区切りにおいて行うものとし回数は3回とするが、打合せ回数に変更が生じる場合は、監督職員と協議のうえ契約変更の対象とする。また、打合せには現場責任者が立ち会うものとする。

- 1) 業務着手時
- 2) 中間打合せ時
- 3) 業務完了時

1.13 その他

- ・本仕様書等は、本業務に必要な諸元及び資料のうち主要な事項のみを示したものであるから、これらに記載していない事項についても、技術上必要と認められるものについては、責任をもって充足しなければならない。
- ・受託者は本業務に関するすべての事項について機密を厳守し、他に漏らしたり転用してはならない。
- ・発注者は受注者の作業環境や調査体制を確認するため、受注者と協議のうえ、必要に応じて受注者の事務所を訪問できるものとする。

2. 業務内容

2.1 調査の精度

市場における実勢価格の調査は、以下の建設資材等市場実態調査結果が掲載された刊行物（以下、「物価資料」という）の調査精度と同等な精度で行うものとする。

- | | |
|---------------|----------------|
| ○「月刊 建設物価」 | 発行：（一財）建設物価調査会 |
| ○「月刊 積算資料」 | 発行：（一財）経済調査会 |
| ○「季刊 土木コスト情報」 | 発行：（一財）建設物価調査会 |
| ○「季刊 土木施工単価」 | 発行：（一財）経済調査会 |

上記資料と同等の精度を担保するために、具体的に以下を実施することとする。

(1) 価格の検証

調査方法および調査結果を、調査実施者とは別の複数の人間が信頼性、妥当性等が確保されているかについて、総合的な観点から検証を行う。

(ア) 調査方法について

調査対象者が適切な判断で選定されているか、資材特性に応じた調査により実態を反映した情報が収集されているか等を検証する。

(イ) 調査結果について

決定された価格が、収集した情報に基づいているか、調査条件に合致しているか、地域間格差、規格間格差、類似品目との整合や、需給動向、原材料価格との関連等について検証する。

(2)独立した審査部門の設置

調査結果の信頼性、妥当性を確保するため、以下を設置し各種実施する。

(ア) 独立した審査部門

調査部門から独立した審査部門が異なる立場と視点で、各種調査の実施結果を定期的に審査する。

(イ) 外部学識経験者、有識者による第三者監視機関

第三者による調査手法・調査プロセスの定期的な監視を受け、評価を得ているものとする。

2.2 業務内容

本業務の業務内容は、次のとおりとする。

(1) 調査対象地域	特に定めがない場合、熊本市内とする。
(2) 調査資材	別紙1、別紙2及び別紙3のとおり。 ただし、最終的な件数については、協議のうえ決定し、受託者へ指示する。 別紙2及び別紙3については、参考重量も調査対象とする。 別紙2及び別紙3の単価の種別にて、施工単価に印のある項目については、製品単価込みの施工単価の調査とする。
(3) 業務計画	本業務の業務計画書については、設計業務等共通仕様書第1112条第2項に示すほか、下記事項を記載するものとする。 ・ 守秘すべき企業情報等の管理体制 ・ 取引価格の信頼性、妥当性を確保するための調査体制、調査方法 ・ 調査結果の審査体制、審査方法、価格検証方法及び照査体制
(4) 調査要件	調査要件は原則以下のとおりとするが、これによりがたい場合には監督職員と協議するものとする。 1) 調査価格 別紙1、別紙2及び別紙3について調査する価格は、原則として熊本市内の民間企業（工事業者等）に販売される「大口価格」とする。 なお、取引実績が少なく実勢価格の決定が困難なものについては、同資材の周辺価格、流通の形態、経済動向等を十分調査のうえ、厳正に決定しなければならない。 2) 大口価格の定義 大口価格とは、メーカー又は流通業者が継続的な取引関係にある建設業者及び資材加工業者等の大口需要者との間で取引引きされている大口需要者渡し価格を言う。 3) 取引引き数量 取引引き数量は、対象となる流通段階における大口需要者との継続的な取引引きにおいて、もっとも一般的とみなされる取引引き数量を基準とする。 4) 荷渡条件 原則として現場持ち込み価格とする。ただし、対象資材によって、これによりがたい場合は協議するものとする。 5) 決済条件 決済条件は、現金決済を条件とする。なお、2ヶ月後払いは現金決済と同様とする。 6) 調査対象業者の選定 調査対象業者は、調査の目的に合った取引が集中する流通段階（生産者、問屋及び特約店）における取引業者を母集団とし、その中から対象資材の取引数量が多く、かつ信頼度の高い代表的な業者を選

	<p>定する。</p> <p>7) 調査方法</p> <p>調査方法は、調査対象業者（生産者、商社等及び需要者）を訪問して行う「面接調査」および「電話調査」を基本とし、状況により「書面調査」を併用するものとし、そのうえで取引価格の妥当性を確認するものとする。</p> <p>なお、アスファルト混合物、生コンクリート及び骨材・砕石については、以下の点に留意すること。</p> <p>①アスファルト混合物については、プラント能力1,000kg/B(公称60t/h)以上(地域に無い場合は、500kg/B(公称30t/h)以上)を対象とし、「舗装施工便覧」及び「舗装再生便覧」((公社)日本道路協会)による品質管理の可能な試験設備と技術者を有する工場を対象とし価格調査をする。</p> <p>②生コンクリートについては、JISマーク表示認定工場で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技師等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)を対象とし価格調査をする。</p> <p>③骨材・砕石等については、「コンクリート標準示方書」(土木学会)、「舗装施工便覧」及び「舗装再生便覧」、JIS等の品質規格に適合するものを対象とし価格調査をする。</p>
(5) 調査価格決定条件	<p>調査価格の決定は下記によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査価格の決定は、調査時点において取引の実例(実勢価格)が最も多かった価格によるものとする。なお、価格の決定においては、十分な審査を行ったうえ決定するものとし、その結果の整理・取りまとめを行い報告するものとする。 ・価格決定の条件について、監督職員から別途指示された場合、その指示に従うものとする。 ・決定単価は諸経費を含まないものとする。ただし、調査費等一部の経費を含む場合は、その旨を報告書に明示すること。なお、いずれの場合も消費税は含まないものとする。
(6) 業務の報告時期	<p>各調査項目一覧表の調査結果の報告時期については以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別紙1：別紙1に記載の単価報告希望時期を参照のこと。 ・別紙2：令和8年(2026年)9月下旬 ・別紙3：令和8年(2026年)11月下旬
(7) その他	<p>1) 資材価格決定プロセスの分析・整理</p> <p>委託者が指定する1調査案件に対して、履行期間中に価格決定説明、内部の審査状況、その他委託者の指示する事項について価格決定プロセスの確認を受けなければならない。なお、回数は1回以上とする。</p> <p>また、委託者による確認は下記の資料の提示を受け行うものとする。</p> <p>①価格決定説明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査対象業者の選定(規模、業者数、取引高、販売エリア等) ・価格調査を行ったメーカー等の価格調査個票(資材品目、規格、価格等) ・調査価格の信頼性判定 ・最終価格の決定 <p>②受託者内部の審査状況</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部の審査結果 ・ 内部審査資料 ③その他、委託者の指示する資料 <p>2) 信頼性・妥当性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託者は受託者の作業環境や調査体制を確認するため、受託者と協議のうえ、必要に応じて受託者の事務所を訪問できるものとする。
--	--

3. 検収

3.1 提出書類及び成果品等の検収

本業務の各工程において、下表に示す書類、本業務の履行に必要な書類等を必要数量作成し、提出期限までに遅延なく提出・納品のうえ、本市の承認を得ること。

提出書類及び成果品	数量	提出時期	備考
着手届 業務計画書	各 1 部	業務着手時	詳細は 別途指示
打ち合わせ、説明資料、協議資料等	必要数量	適時	
業務完了届 成果品目録	各 1 部	業務完了時	
成果品 ・ 調査報告書	1 式		

- 上記のドキュメントについては、Microsoft365「形式」で利用可能なファイル形式で作成すること。
- 成果品は、本市及び受託者協議のうえ、変更する場合がある。
- 成果品数量の1式とは、次の紙及び電子媒体について、パイプ式ファイル等に格納したものを2部とする。
 - ・ 紙媒体：ドキュメントをA4又はA3等の帳票にし、パイプ式ファイル等へ格納。
 - ・ 電子媒体：ドキュメントをCD-R、DVD-R等に格納し、上記のパイプ式ファイル内に添付。